変更前後対照表

(下線:変更箇所)

<u></u> 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			
下坂部川出地区防災街区整備地区計画			
防	項目	変更後	変更前
5.災律区整備地区整備計画	建築物のする。	1 建築物の構造は、 <u>法第53条第3項</u> <u>第1号に規定する</u> 耐火建築物等又は 準耐火建築物等としなければならない。ただし、法第67条第1項各号の いずれかに該当するもの <u>について</u> は <u>、</u> この限りでない。 2~4 (略)	1 建築物の構造は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、法第 6 <u>1</u> 条各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 2~4(略)